

議 事 録

1. 日 時 令和8年7月24日 開会 午後2時00分～

2. 場 所 南会議室棟1階 103AB

3. 出席委員

1 番	立花 吉廣	2 番	藤田 正子	3 番	竹内 博之
4 番	山端 昌明	5 番	梅田 和明	6 番	寺嶋 実
7 番	榎本 尚之	9 番	中島 繁樹	10 番	山本 建樹
11 番	石井 義久	12 番	池田 賢治	13 番	荻野 俊明
14 番	齊藤 政人				

以上 13 名

4. 欠席委員

8 番 松井 謙介

以上 1 名

5. 出席推進委員

井上 廣文	田中 伸一	水田 秀樹
荻野 雅章	田中 真洋	西海 邦雄

以上 6 名

6. 事務局

松浦事務局長 岸本係長 宮本事務職員

以上 3 名

7. 議 事

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと
議案第26号 同 法第5条の規定による許可申請審議のこと
議案第27号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと
報告第19号 賃貸借解約の通知報告のこと
報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと
報告第21号 同 法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと
報告第22号 市街化区域内の農地等転用に関する専決処理規程に関する事務処理要領制
定のこと

— 山本会長が、議長に就任する —

山本議長： ただ今から第2回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、13名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

3 番 竹内 博之 委員

4 番 山端 昌明 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願いします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山本議長： それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が3件、報告が4件です。それでは、ただ今より審議に入ります。

はじめに「議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ― 議案を朗読説明する ―

山本議長： 今月は3件の申請がありましたが、2番については〇〇委員の関連議案となりますので農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、〇〇委員には採決をとるまで退席していただきたいと思います。

山本議長： それでは2番について、昨日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が2番の土地について報告します。

議案25号の2番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、昨日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会での審議、よろしくお願いします。

山本議長： 2番について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： お尋ねします。

昨年、譲渡人が農地のままで返したんですか。無効ではないんですか。

事務局職員： 令和7年9月に5条の農地転用届出があり、受理後、譲渡人が所有権だけ移転して、分譲住宅に転用されず農地のままでした。譲受人と話し合いをされたようで、この農地と譲受人所有の農地を交換することで効率よく経営規模を拡大したいという申請です。「報告第21号農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」の5番の土地との交換です。

市街化区域内の農地転用は、許可不要です。

しかし、3条は市街化区域であっても許可の対象になります。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： ○○番 ○○委員。

○○委員： 法務局で地目変更できなかったということでしょうか。

事務局職員： 転用していないため、地目変更できなかったと思われます。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番 ○○委員。

○○委員： 隣接地番を書いていただいたらわかりやすい。

事務局職員： わかりました。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番 ○○委員。

○○委員： いつまでに転用しなければいけませんか。

事務局職員： 届出書に記載された期間で転用されると思われますが、市街化区域内の農地転用の場合は、受理した後の報告まで求めています。

山本議長： 他に、ご意見ご質問ございませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見・ご質問等もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会ですることにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

○○委員には着席していただきます。

山本議長： それでは、1番と3番についても、昨日の小委員会で、現地調査をしていますので、報告をお願いします。1番については新規就農なので聞き取り調査も行っています。併せて報告をお願いします。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番 ○○委員。

○○委員： ○○番○○が1番の土地について報告します。議案第25号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整

区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、昨日の聞き取り調査及び小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会での審議、よろしくお願いします。

山本議長： 次に3番の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が3番の土地について報告します。

議案第25号の3番の土地の位置は、現地調査図3ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第3条第2項の各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、昨日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会での審議、よろしくお願いします。

山本議長： 1番と3番について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 1番の現地調査図を確認したのですが、耕作にあたって進入路はありますか。分筆しないといけないのではと思います。

事務局職員： 進入路はあり、軽自動車、2トン車はどうにか入れます。

山本議長： ほかに、ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会ですることに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」の1番と3番は、許可することに決定しました。

山本議長： 次に、「議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 今月は、1 件の申請がありました。
昨日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いしたいと思います。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が1 番の土地について報告します。
議案第26 号の1 番の土地の位置は、現地調査図4 ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は、上下水道が埋設されている道路の沿道の区域であって、500メートル以内に教育施設、医療施設その他の公共施設が2つ以上あることから第3種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な書類も整っており、昨日の小委員会では、「許可基準に適合しているので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 床面、外のコンクリートは撤去されていません。事務局の説明では事前に無断転用があつて建物を取り壊していくということでしたが。

事務局職員： 昨日の状況ではコンクリートはありました。建物を撤去して資材置場として利用する計画になっています。

〇〇委員： 農地区分の判定の根拠として、二見西小学校を追加すればよいと思います。農地区分の判定資料を配ってもらえたらわかりやすいと思います。これは要望です。

山本議長： ほかに、ご意見ご質問ございませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見・ご質問等もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第26 号 農地法第5 条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第27 号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ― 議案を朗読説明する ―

山本議長： 明石市長より農用地利用集積等促進計画案への意見を求められています。
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

― 沈 黙 ―

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、農用地利用集積等促進計画案について、異議なしと回答したいと思います。ですが、これにご異議ありませんか。

― 「異議なし」の声あり ―

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第 27 号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと」については、本案のとおり承認することに決定しました。

山本議長： 次に、報告に移ります。
「報告第 19 号 賃貸借解約の通知報告のこと」について報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ― 報告資料により報告する ―

山本議長： 今月は、1 件の通知がありました。
これについて、何かご質問等ありませんか。

― 沈 黙 ―

山本議長： 特に、ご質問もないようですので、「報告第 19 号 賃貸借解約の通知報告のこと」は以上で報告とします。

山本議長： 次に「報告第 20 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第 21 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上 2 件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ― 報告資料により報告する ―

山本議長： ただ今、「報告第 20 号」「報告第 21 号」の 2 件の報告事項につき、一括して報告がありました。
それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います

山本議長： 次に、「報告第 22 号 市街化区域内の農地等転用に関する専決処理規程に関する事務処理要領制定のこと」の報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見・ご質問等もないようですので、「報告第２２号 市街化区域内の農地等転用に関する専決処理規程に関する事務処理要領制定のこと」については、以上をもちまして報告とします。

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。
これで、第２回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後３時３７分 終了)

※新規就農者についての聞き取り調査 令和８年７月２３日（木） 午後１時３０分～

・出席委員

山本会長 石井職務代理者 中島委員 榎本委員

・事務局

松浦事務局長 岸本係長

※小委員会 令和８年７月２３日（木） 午後２時００分～

・出席委員

山本会長 石井職務代理者 中島委員 榎本委員 寺嶋委員 山端委員

・事務局

松浦事務局長 岸本係長 宮本事務職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 本 建 樹

署 名 人 竹 内 博 之

署 名 人 山 端 昌 明